

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 3 号に規定する手操第三種漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
貝けた網漁業（愛知県漁業調整規則第 15 条第 2 項の規定に基づく短期許可の漁業（水流噴射式けた網を使用する漁業を除く。））	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	許可証に記載した漁業時期	260 キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	伊勢湾で操業する場合にあっては 7 トン未満、三河湾又は渥美外海で操業する場合にあっては 6 トンの範囲内において許可証に記載した船舶総トン数
なまこけた網漁業（操業区域が第 1 種共同漁業権区域の漁業に限る。）	許可証に記載した第 1 種共同漁業権区域	許可証に記載した漁業時期	260 キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	6 トンの範囲内において許可証に記載した船舶総トン数

\* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号）附則第 2 条第 1 項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260 キロワット」とあるのは、「60 馬力」と読み替える。